第一四章　兵役・軍事教練・学徒動員

一　兵役

一　徴兵令〔抄〕

〔一〕

法律第一号

一八八九（明治二二）年一月二一日（官報一月二二日）

朕徴兵令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二二年一月二一日

内閣総理大臣　伯爵　黒田清隆

陸軍大臣　伯爵　大山　巌

海軍大臣　伯爵　西郷従道

法律第一号

徴兵令

第一章　総則

第一条　日本帝国臣民ニシテ満十七歳ヨリ満四十歳迄ノ男子ハ総テ兵役ニ服スルノ義務アルモノトス

第二条　兵役ハ分テ常備兵役後備兵役及国民兵役トス

第三条　常備兵役ハ分テ現役及予備役トス

現役ハ陸軍ハ三箇年海軍ハ四箇年ニシテ満二十歳ニ至リタル者之ニ服シ予備役ハ陸軍ハ四箇年海軍ハ三箇年ニシテ現役ヲ終リタル者之ニ服ス

第四条　後備兵役ハ五箇年ニシテ常備兵役ヲ終リタル者之ニ服ス

第五条　国民兵役ハ満十七歳ヨリ満四十歳迄ノ者ニシテ常備兵役及後備兵役ニ在ラサル者之ニ服ス

第六条　各兵役ノ期限既ニ満ルト雖モ戦時或ハ事変ニ際スルトキ若クハ臨時ニ演習或ハ観兵ノ挙アルトキ若クハ航海中或ハ外国駐劄中ハ其期ヲ延スコトアル可シ

第七条　重罪ノ刑ニ処セラレタル者ハ兵役ニ服スルコトヲ許サス

第二章　服役

〔中略〕

第十一条　満十七歳以上満二十六歳以下ニシテ官立学校

帝国大学撰科及小学科ヲ除ク府県立師範学校中学校若クハ文部大臣ニ於テ中学校ノ学科程度ト同等以上ト認メタル学校若クハ文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ法律学政治学理財学ヲ教授スル私立学校ノ卒業証書ヲ所持シ若クハ陸軍試験委員ノ試験ニ及第シ服役中食料被服装具等ノ費用ヲ自弁スル者ハ志願ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ服スルコトヲ得但費用ノ全額ヲ自弁シ能ハサルノ証アル者ニハ其幾部ヲ官給スルコトアル可シ

前項ノ一年志願兵ハ特別ノ教育ヲ授ケ現役満期ノ後二箇年間予備役ニ五箇年間後備役ニ服セシム

満十七歳以上二十六歳以下ニシテ官立府県立師範学校ノ卒業者ハ六箇月間陸軍現役ニ服スルコトヲ得其服役中ノ費用ハ当該学校ヨリ之ヲ弁償スルモノトス

前項志願兵ニシテ現役ヲ終リタル者ハ七箇年間予備役ニ服シ三箇年間後備役ニ服ス

〔中略〕

第三章　免役延期及猶予

〔中略〕

第二十一条　第十一条ニ掲クル学校ニ在校ノ者ハ本人ノ願ニ由リ満二十六歳迄徴集ヲ猶予ス其事故満二十六歳迄ニ止ミ又ハ二十六歳ヲ過クルモ仍ホ止マサル者ハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徴集ス但第十一条ニ依リ一年志願兵ヲ志願スル者ハ此限ニ在ラス

学術修業ノ為メ外国ニ寄留スル者ハ本人ノ願ニ由リ満二十六歳迄徴集ヲ猶予ス二十六歳迄ニ帰朝シ又ハ二十六歳ヲ過キ帰朝スル者ハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徴集ス但陸軍試験委員ノ試験ニ及第シタル者ハ一年志願兵ヲ志願スルコトヲ得

〔中略〕

第七章　附則

第三十二条　本令ハ明治二十二年一月ヨリ施行ス〔以下略〕

改正　明二二法律二九、明二六法律四、明二八法律一五、明三七勅令二一二、明三九法律四三、大七法律二四、大八法律六一

〔注〕一八七三・一・一〇太政官布告で公布。

一九二七・四・一法律第四七号で全部改正、兵役法に改称。

二　兵役法〔抄〕

〔一〕

法律第四七号

一九二七（昭和二）年三月三一日（官報四月一日）

朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル徴兵令改正法律兵役法ヲ茲ニ之

ヲ公布セシム

御名御璽

昭和二年三月三十一日

内閣総理大臣　若槻禮次郎
陸軍大臣　宇垣一成
海軍大臣　財部彪

法律第四十七号

兵役法

第一章　総則

第一条　帝国臣民タル男子ハ本法ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス

第二条　兵役ハ之ヲ常備兵役、後備兵役、補充兵役及国民兵役ニ分ツ

常備兵役ハ之ヲ現役及予備役ニ、補充兵役ハ之ヲ第一補充兵役及第二補充兵役ニ、国民兵役ハ之ヲ第一国民兵役及第二国民兵役ニ分ツ

第三条　志願ニ依リ兵籍ニ編入セラルル者ノ兵役ニ関シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第四条　六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者ハ兵役ニ服スルコトヲ得ズ

第二章　服役

第五条　現役ハ陸軍ニ在リテハ二年、海軍ニ在リテハ三年トシ現役兵トシテ徴集セラレタル者之ニ服ス

現役兵ハ現役中之ヲ在営セシム

第六条　予備役ハ陸軍ニ在リテハ五年四月、海軍ニ在リテハ四年トシ現役ヲ終リタル者之ニ服ス

第七条　後備兵役ハ陸軍ニ在リテハ十年、海軍ニ在リテハ五年トシ常備兵役ヲ終リタル者之ニ服ス

第八条　第一補充兵役ハ陸軍ニ在リテハ十二年四月、海軍ニ在リテハ一年トシ現役ニ適スル者ニシテ其ノ年所要ノ現役兵員ニ超過スル者ノ中所要ノ人員之ニ服ス

第二補充兵役ハ十二年四月トシ現役ニ適スル者ノ中現役又ハ第一補充兵役ニ徴集セラレザル者及海軍ノ第一補充兵役ヲ終リタル者之ニ服ス但シ海軍ノ第一補充兵役ヲ終リタル者ニ在リテハ十一年四月トス

第九条　第一国民兵役ハ後備兵役ヲ終リタル者及軍隊ニ於テ教育ヲ受ケタル補充兵ニシテ補充兵役ヲ終リタル者之ニ服ス

第二国民兵役ハ戸籍法ノ適用ヲ受クル者ニシテ常備兵役、後備兵役、補充兵役及第一国民兵役ニ在ラザル年齢十七年ヨリ四十年迄ノ者之ニ服ス

〔中略〕

第三章　徴集

第二十三条　戸籍法ノ適用ヲ受クル者ニシテ前年十二月一日ヨリ其ノ年十一月三十日迄ノ間ニ於テ年齢二十年ニ達スル者ハ本法中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外徴兵検査ヲ受クルコトヲ要ス

前項ニ規定スル年齢ハ之ヲ徴兵適齢ト称ス

〔中略〕

第四十一条　中学校又ハ中学校ノ学科程度ト同等以上ト認ムル学校ニ在学スル者ニ対シテハ本人ノ願ニ依リ学校ノ修業年限ニ応ジ年齢二十七年ニ至ル迄徴集ヲ延期ス

前項ニ規定スル認定及年齢ノ区分ニ関シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期セラレタル者ハ在学ノ事由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徴兵検査ヲ行フ但シ一ノ学校卒業ノ日ヨリ六月以内ニ他ノ学校ニ入学スル者ニ付テハ徴集延期ノ事由尚継続スルモノト看做ス

第二項ノ年齢ノ区分ニ基ク最高年齢ニ達スルモ在学ノ事由尚止マザル者ハ最高年齢ニ達シタル年又ハ其ノ翌年ニ於テ徴兵検査ヲ行フ

〔中略〕

附　則

本法ハ昭和二年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔以下略〕

改正　昭九法律四、昭一〇法律二二、昭一二法律七〇、昭一三法律一、昭一四法律一、昭一六法律二、法律一二、勅令九二三、昭一七法律一六、昭一八法律四、法律一一〇、昭二〇法律三

〔注〕一九四五・一一・一七勅令第六三四号で廃止。

三　兵役法施行令〔抄〕

〔一〕

勅令第三三〇号

一九二七(昭和二)年一一月三〇日

朕兵役法施行令ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

昭和二年十一月三十日

内閣総理大臣兼外務大臣　男爵　田中　義一

海軍大臣　岡田　啓介

陸軍大臣　白川　義則

内務大臣　鈴木喜三郎

文部大臣　水野錬太郎

勅令第三百三十号

兵役法施行令

目　次

第一章　志願ニ依リ兵籍ニ編入セラルル者ノ兵役関係
第一款　武官及武官ノ候補者
第二款　志願ニ依ル兵卒及其ノ候補者
第二章　服役
第一款　通則
第二款　短期現役兵
第三款　在営期間ノ短縮
第四款　服役延期
第五款　特殊ノ転役及免役
第六款　服役期間ノ計算
第三章　徴集
第一款　通則
第二款　徴兵区
第三款　徴兵官
第四款　兵員配賦
第五款　徴兵検査
第六款　現役兵入営
第七款　現役兵補闕
第八款　徴集延期
第九款　短期現役兵ニ関スル特例
第十款　樺太ニ関スル特例
第四章　召集
第五章　雑則
附則

〔中略〕

第八款　徴集延期

〔中略〕

第百条　左ニ掲クルモノハ兵役法第四十一条第一項ノ規定ニ依ル中学校ノ学科程度ト同等以上ト認ムル学校トス但シ研究科、選科等ノ別科ヲ除ク

一　師範学校、実業学校(尋常小学校卒業ヲ入学程度トスル修業年限五年又ハ之ト同等以上ノモノニ限ル)、高等学校、大学令ニ依ル大学予科、専門学校、高等師範学校、大学令ニ依ル大学学部、臨時教員養成所、実業学校教員養成所及実業補習学校教員養成所

二　宮内大臣、文部大臣以外ノ各省大臣、朝鮮総督、台湾総督、関東長官又ハ樺太庁長官ノ所轄学校ニシテ前号ニ掲グル学校ニ準ズルモノ

三　前二号ニ掲グル以外ノ学校ニシテ陸軍大臣及文部大臣ニ於テ認定ヲ為シタルモノ

第百一条　兵役法第四十一条第一項ノ規定ニ依リ学校ニ在学スル者ニ付徴集ヲ延期シ得ベキ最高年齢左ノ如シ

学校ノ区分	最高年齢
中学校 高等学校尋常科 前条第一号ニ掲グル実業学校	年齢二十二年
師範学校 高等学校高等科及専攻科 大学令ニ依ル大学予科 修業年限三年又ハ四年ノ専門学校 高等師範学校（専攻科ヲ除ク） 前条第一号ニ掲グル教員養成所	年齢二十五年
修業年限五年以上ノ専門学校 高等師範学校専攻科 大学令ニ依ル大学学部	年齢二十七年

前条第二号又ハ第三号ニ該当スル学校ニ在学スル者ニ付徴集ヲ延期シ得ベキ最高年齢ハ其ノ入学資格及修業年限ニ応ジ前項ノ規定ニ準ジ陸軍大臣之ヲ定ム

〔中略〕

附　則

本令ハ昭和二年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔以下略〕

改正　昭三勅令五四、昭四勅令一七〇、昭五勅令二三二、昭六勅令八一、勅令二三〇、昭七勅令三〇九、勅令二九八、昭八勅令七二、勅令三〇一、昭九勅令四二、勅令三九五、昭一〇勅令四〇、勅令二六五、昭一二勅令二四、勅令四五二、勅令六二八、勅令六九三、昭一三勅令一三八、昭一四勅令三八、勅令七五、勅令七六八、昭一五勅令一二八、勅令二九四、勅令五一二、勅令五九三、昭一六勅令三二六、勅令六一八、勅令九七一、昭一七勅令四八三、勅令六三一、勅令七九六、昭一八勅令二三八、勅令七四八、勅令九六一、昭一九勅令一〇六、勅令一七六、勅令二四四、勅令五二九、勅令五九三、昭二〇勅令三〇〇、勅令三七九

〔注〕一九四五・一一・一七勅令第六三四号で廃止。

四　陸軍補充令〔抄〕

〔一〕

勅令第三三一号

一九二七（昭和二）年一一月三〇日

朕陸軍補充令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和二年十一月三十日

内閣総理大臣　男爵　田中　義一

陸軍大臣　白川　義則

勅令第三百三十一号

陸軍補充令

目　次

第一章　現役士官ノ補充
第一款　各兵科士官
第二款　技術将校タルベキ各兵科士官
第三款　経理部士官
第四款　衛生部士官
第五款　獣医部士官
第二章　予備役士官ノ補充
第三章　現役下士ノ補充
第四章　予備役及後備役下士ノ補充
第五章　現役ノ憲兵上等兵及楽手補ノ補充
第六章　戦時又ハ事変ノ際ニ於ケル特別補充
第七章　平時ニ於ケル特別補充
第八章　雑則
附則

〔中略〕

第二章　予備役士官ノ補充

第五十二条　予備役士官ハ左ノ区分ニ従ヒ之ヲ補充ス

一　各兵科士官　各兵科幹部候補生ニシテ少尉ニ任ゼラルルノ資格ヲ具フル者

二　経理部士官　経理部幹部候補生ニシテ二等主計ニ任ゼラルルノ資格ヲ具フル者

三　衛生部士官　衛生部幹部候補生ニシテ二等軍医又ハ三等薬剤官ニ任ゼラルルノ資格ヲ具フル者

四　獣医部士官　獣医部幹部候補生ニシテ二等獣医ニ任ゼラルルノ資格ヲ具フル者

第五十三条　各兵科幹部候補生ハ左ニ掲グル資格ヲ具ヘ幹部候補生タルコトヲ志願スル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　予備役及後備役士官タルノ希望ヲ有スル者ナルコト

二　年齢十七年以上二十八年未満(志願ノ年ノ十二月一日ニ於ケル年齢トス)ノ者ニシテ陸軍大臣ノ定ムル身体検査ニ合格シタル者ナルコト

三　左ノ各号ノ一ニ該当シ且当該学校ノ配属将校(陸軍現役将校配属令又ハ大正十四年勅令第二百四十六号ニ依リ配属シタル将校ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ニ於テ行フ教練ヲ修了シ其ノ検定ニ合格シタル者ナルコト

(イ)　配属将校ヲ附シタル学校(研究科、選科等ノ別科ヲ除ク)ヲ卒業シタル者

(ロ)　配属将校ヲ附シタル高等学校高等科又ハ大学令ニ依ル大学予科ノ第一学年ノ課程ヲ修了シタル者

(ハ)　配属将校ヲ附シタル学校ニシテ陸軍大臣ニ於テ

高等学校高等科ト同等以上ト認ムルモノノ第一学年ノ課程ヲ修了シタル者

四　陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ修業期間中ノ食料、被服、装具等ノ費用ヲ自弁スル者ナルコト

禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ復権ヲ得ザル者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ幹部候補生タルコトヲ得ズ

教練ノ検定ニ関スル事項ハ陸軍大臣之ヲ定ム

第五十四条　各部幹部候補生ハ前条ニ規定スル資格ノ外尚左ニ掲グル資格ヲ具ヘ幹部候補生タルコトヲ志願スル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　経理部幹部候補生　法律、経済又ハ商業ニ関スル学科ヲ教授スル専門学校又ハ陸軍大臣ニ於テ之ト同等以上ト認ムル学校ヲ卒業シタル者

二　衛生部幹部候補生　医師免許証ヲ有シ若ハ之ヲ受クベキ資格アル者又ハ薬剤師免許証ヲ有シ若ハ之ヲ受クベキ資格アル者

三　獣医部幹部候補生　獣医師免許証ヲ有シ又ハ之ヲ受クベキ資格アル者

第五十五条　各兵科部ニ配当スベキ幹部候補生ノ人員ハ陸軍大臣毎年之ヲ定ム

幹部候補生ノ採否及其ノ属スル兵科部ハ前項ノ規定ニ依リ陸軍大臣ノ定メタル人員ノ範囲内ニ於テ軍事上ノ必要ニ基キ聯隊区司令官之ヲ定ム但シ兵科部ノ決定ニ関シテハ本人ノ希望ヲ参酌スルコトヲ得

第五十六条　幹部候補生ハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ各隊ニ入営セシメ其ノ本務ニ必要ナル勤務及軍事学ヲ習得セシム

第五十七条　幹部候補生ノ入営後ノ修業期間左ノ如シ

一　左ニ掲グル学校ヲ卒業シ且当該学校ニ於テ配属将校ノ行フ教練ヲ修了シ其ノ検定ニ合格シタル者ニ在リテハ十月トス

（イ）　大学令ニ依ル大学ノ学部若ハ予科又ハ高等学校高等科

（ロ）　専門学校、高等師範学校又ハ陸軍大臣ニ於テ之ト同等以上ト認ムル学校

（ハ）　中学校卒業ヲ入学程度トスル修業年限二年以上ノ学校

二　前号ニ掲グル以外ノ学校ヲ卒業シ且当該学校ニ於テ配属将校ノ行フ教練ヲ修了シ其ノ検定ニ合格シタル者ニ在リテハ一年トス

第五十八条　幹部候補生ニ対シテハ左ノ区分ニ依リ階級ヲ

与ヘ又ハ階級ニ進ム但シ軍曹同相当官以上ノ階級ニ進ムルハ成績良好ナル者ニ限ル

前条第一号該当者		
大学令ニ依ル大学学部ヲ卒業シタル者	入営後直ニ一等卒ノ階級ヲ与ヘ概ネ二月ノ後上等兵、概ネ四月ノ後伍長、概ネ六月ノ後軍曹、概ネ八月ノ後曹長ノ階級ニ進ム	
其ノ他ノ者	入営後直ニ一等卒ノ階級ヲ与ヘ概ネ三月ノ後上等兵、概ネ六月ノ後伍長、概ネ八月ノ後軍曹ノ階級ニ進ム	
前条第二号該当者	入営後直ニ二等卒ノ階級ヲ与ヘ概ネ二月ノ後一等卒、概ネ五月ノ後上等兵、概ネ八月ノ後伍長、概ネ十月ノ後軍曹ノ階級ニ進ム	

前項ノ規定ニ依リ下士ノ階級ニ進ムル場合ニ於テ各部幹部候補生ノ階級ハ各部及階級ノ区分ニ従ヒ計手、看護長又ハ蹄鉄工長ノ階級トス

第五十九条　幹部候補生ニ対シテハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ修業期間ノ終ニ於テ終末試験ヲ行ヒ其ノ成績ト平素ニ於ケル勤務ノ成績トヲ参酌シ合格不合格ヲ決定ス

疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ終末試験ヲ受クルコトヲ得ザル者ハ退営ノ日ヨリ二年以内ニ於テ之ヲ受クルコトヲ得

第六十条　前条ノ終末試験ニ合格シタル者ヲ将校同相当官ト為スノ可否ハ銓衡会議ニ於テ之ヲ決ス

前項ノ銓衡会議ノ組織ニ関シテハ第十条、第二十九条、第三十八条又ハ第四十七条ノ例ニ依ル

第六十一条　前条ノ銓衡会議ニ於テ可決セラレタル者ハ左ノ区分ニ依リ当該兵科部ノ士官ニ任ゼラルルノ資格ヲ具フルモノトス

各兵科幹部候補生		少尉
経理部幹部候補生		三等主計
衛生部幹部候補生	医師免許証ヲ有スル者	三等軍医
	薬剤師免許証ヲ有スル者	三等薬剤官
獣医部幹部候補生		三等獣医

第六十二条　幹部候補生ニシテ他ノ兵籍ニ編入セラレタル者又ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ幹部候補生ヲ免ズ

一　軍紀ヲ紊リ若ハ屢法則ヲ犯シ又ハ品行不正ニシテ改悛ノ見込ナキ者

二　成績不良ニシテ修業ノ見込ナキ者

三　疾病其ノ他身体又ハ精神ノ異常ニ因リ修業ノ見込ナキ者

四　前各号ニ掲グル者ノ外予備役ノ幹部タルニ適セズト

認メタル者

〔中略〕

附　則

第百二十一条　本令ハ昭和二年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔以下略〕

改正　昭六勅令四〇、昭七勅令七五、昭八勅令七一、昭九勅令二九二、昭一〇勅令二六四、勅令三二六、昭一一勅令二三三、勅令四三八、昭一二勅令一一二、勅令六五四、昭一三勅令一三七、勅令六四七、昭一四勅令三二一、勅令六六〇、昭一五勅令二一四、勅令二九三、勅令五八四、昭一六勅令六一九、昭一七勅令三二四、勅令八〇一、昭一八勅令七五二、昭一九勅令二四四、勅令四四八、勅令四五六、勅令五二九、勅令五九三、昭二〇勅令二〇一、勅令二二八、勅令二九五、勅令三八三、勅令四三三、勅令四六五

〔注〕一九一一・一〇・二六勅令第二七〇号で公布。

一九四六・六・一五勅令第三一九号で廃止。

五　兵役法一部改正〔抄〕

〔一〕

法律第一号

一九三九（昭和一四）年三月八日（官報三月九日）

兵役法中左ノ通改正ス

〔中略〕

第四十一条　徴兵検査ヲ受クベキ者ニシテ勅令ノ定ムル学校ニ在学スル者ニ対シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ年齢二十六年迄ヲ限トシ其ノ徴集ヲ延期ス

前項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期セラレタル者ニ対シテハ在学ノ事由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徴兵検査ヲ行フ但シ一ノ学校卒業ノ日ヨリ六月以内ニ他ノ学校ニ入学スル者ニ付テハ徴集延期ノ事由尚継続スルモノト看做ス

第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期セラレタル期間満了ノ年ニ至ルモ在学ノ事由尚止マザル者ニ対シテハ其ノ年徴兵検査ヲ行フ

戦時又ハ事変ニ際シ特ニ必要アル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ徴集ヲ延期セザルコトヲ得

〔中略〕

附　則

本法ハ昭和十四年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス但シ〔中略〕第四十一条及第六十七条ニ関スル部分ハ昭和十四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔以下略〕

六　兵役法施行令一部改正〔抄〕

〔一〕

勅令第七五号

一九三九（昭和一四）年三月二四日（官報三月二五日）

兵役法施行令中左ノ通改正ス

〔中略〕

第百条中「左ニ掲グルモノハ兵役法第四十一条第一項ノ規定ニ依ル中学校ノ学科程度ト同等以上ト認ムル学校トス」ヲ「左ニ掲グル学校ニ在学スル者ニ対シテハ本人ノ願ニ基キ兵役法第四十一条第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期ス」ニ、同条第一号中「師範学校」ヲ「中学校、師範学校」ニ改ム

第百一条　前条第一号ニ掲グル学校ニ在学スル者ニ付徴集ヲ延期シ得ベキ期間ハ左ノ区分ニ依ルモノトス

学校ノ区分	徴集ヲ延期シ得ベキ期間	
中学校 高等学校尋常科 実業学校	一月二日ヨリ四月一日迄ノ間ニ出生シタル者	四月二日ヨリ一月一日迄ノ間ニ出生シタル者
師範学校 高等学校高等科 大学令ニ依ル大学予科 臨時教員養成所	年齢二十二年迄	年齢二十一年迄
青年学校教員養成所 実業学校教員養成所 高等学校専攻科 修業年限三年又ハ四年ノ専門学校 高等師範学校（専攻科ヲ除ク）	年齢二十三年迄	年齢二十四年迄
修業年限五年以上ノ専門学校 高等師範学校専攻科 大学令ニ依ル大学部（医学部ヲ除ク）	年齢二十四年迄	年齢二十五年迄
大学令ニ依ル大学医学部	年齢二十五年迄	年齢二十六年迄

戦時又ハ事変ニ際シ必要アル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ陸軍大臣及文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ短縮スルコトヲ得

前条第二号又ハ第三号ニ掲グル学校ニ在学スル者ニ付徴集ヲ延期シ得ベキ期間ハ其ノ入学資格及修業年限ニ応ジ第一項ニ掲グル学校ニ在学スル者ノ例ニ準ジ陸軍大臣之ヲ定ム

〔中略〕

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ〔中略〕第百条乃至第百二条〔中略〕ノ改正規定ハ昭和十四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔以下略〕

七　在学徴集延期期間ノ短縮ニ関スル件

〔一〕

陸軍省令第二号
文部省令第二号

一九四一(昭和一六)年一〇月一六日

在学徴集延期期間ノ短縮ニ関スル件左ノ通定ム

昭和十六年十月十六日

陸軍大臣　東條　英機
文部大臣　橋田　邦彦

第一条　兵役法施行令第百一条第二項ノ規定ニ依リ兵役法施行令第百条第一号ニ掲グル学校ニ在学スル者ニ付兵役法第四十一条第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期シ得ベキ期間ハ兵役法施行令第百一条第一項ノ規定ニ拘ラズ当分ノ内左ノ区分ニ依ル

学校ノ区分	徴集ヲ延期シ得ベキ期間	
中学校 高等学校尋常科 実業学校	一月二日ヨリ四月一日迄ノ間ニ出生シタル者	四月二日ヨリ一月一日迄ノ間ニ出生シタル者
師範学校 高等学校高等科 大学令ニ依ル大学予科 臨時教員養成所	年齢二十一年迄	年齢二十一年迄
青年学校教員養成所		
実業学校教員養成所 高等学校専攻科 修業年限三年又ハ四年ノ専門学校	年齢二十二年迄	年齢二十三年迄
修業年限五年以上ノ専門学校 高等師範学校 大学令ニ依ル大学部(医学部ヲ除ク)	年齢二十三年迄	年齢二十四年迄
大学令ニ依ル大学医学部	年齢二十四年迄	年齢二十五年迄

前項ニ規定スル期間内ノ者ト雖モ同一学校ニ在学スル期間ガ当該学校ノ修業年限(昭和十六年文部省令第七十九号ニ依リ短縮セラレタルモノニ在リテハ当該修業年限以下之ニ同ジ)ヨリ八月ヲ控除シタル期間(専門学校又ハ高等師範学校ニ在学スル者ニシテ大学令ニ依ル大学学部ニ入学スベキモノ及中学校、実業学校、師範学校、青年学校教員養成所、高等学校又ハ大学令ニ依ル大学予科ニ在学スル者ニ在リテハ修業年限)ヲ超ユルニ至リタル者ニ付テハ其ノ徴集ヲ延期シ得ベキ期間ハ当該期間ノ終迄トス

徴集ヲ延期スル学校ヨリ他ノ徴集ヲ延期スル学校ニ転校(一ノ学校ヲ卒業シ他ノ学校ニ入学スル場合ヲ除ク)シタル者ニ対スル前項ノ適用ニ付テハ前ノ学校ニ在学シタル期間ヲ後ノ学校ニ在学スル期間ニ通算ス

第二条　疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ滞学シタル者

（滞学スベキ見込ノ者ヲ含ム）ニ付テハ前条第二項ノ規定ニ拘ラズ本人ノ願ニ依リ前条第一項ニ規定スル期限迄徴集ヲ延期ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一条第三項ノ規定ハ本令施行前ニ於ケル転校ニ付テハ之ヲ適用セズ

改正　昭一六陸軍文部省令四、昭一七陸軍文部省令一、陸軍文部省令二、昭一八陸軍省令二

〔注〕一九四三・一二・一五陸軍文部省令第三号で廃止。

八　兵役法施行令一部改正（抄）　〔二〕

勅令第九七一号
一九四一（昭和一六）年一一月一四日（官報一一月一五日）

兵役法施行令中左ノ通改正ス

〔中略〕

第百一条第一項中「高等学校高等科大学令ニ依ル大学予科」ヲ削リ「実業学校教員養成所」ノ次ニ「高等学校高等科大学令ニ依ル大学予科」ヲ加ヘ「大学令ニ依ル大学学部（医学部ヲ除ク）」ヲ「大学令ニ依ル大学学部（医学部医学科ヲ除ク）」ニ、「大学令ニ依ル大学医学部」ニ改ム

〔中略〕

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔以下略〕

九　在学徴集延期期間ノ短縮ニ関スル件一部改正　〔二〕

陸軍文部省令第四号
一九四一（昭和一六）年一一月二〇日

第一条第一項「高等学校高等科大学令ニ依ル大学予科」ヲ削リ「実業学校教員養成所」ノ次ニ「高等学校高等科大学令ニ依ル大学予科」ヲ加ヘ「大学令ニ依ル大学学部（医学部ヲ除ク）」ヲ「大学令ニ依ル大学学部（医学部医学科ヲ除ク）」ニ、「大学令ニ依ル大学医学部」ヲ「大学令ニ依ル大学医学部医学科」ニ改ム

同条第二項中「昭和十六年文部省令第七十九号」ノ下ニ「又ハ昭和十六年文部省令第八十一号」ヲ加フ

附則第二項中「本令施行前」ヲ「昭和十七年四月三十日以前」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ高等学校高等科又ハ大学令ニ依ル大学予科ノ最高学年ニ在学スル者ニ付徴集ヲ延期シ得ベキ期間ハ第一条第一項ノ規定ニ拘ラズ一月二日ヨリ四月一日迄ノ間ニ出生シタル者ニ在リテハ年齢二十三年迄、四月二日ヨリ一月一日迄ノ間ニ出生シタル者ニ在リテハ年齢二十四年迄トス

昭和十六年陸軍文部省令第三号ハ之ヲ廃止ス

一〇　兵役法施行令一部改正〔抄〕　〔一〕

勅令第二三八号

一九四三(昭和一八)年三月二九日(官報三月三〇日)

兵役法施行令中左ノ通改正ス

〔中略〕

第百一条第一項ヲ左ノ如ク改ム

前条第一号ニ掲グル学校ニ在学スル者ニ付徴集ヲ延期シ得ベキ期間ハ左ノ区分ニ依ルモノトス

学校ノ区分	徴集ヲ延期シ得ベキ期間	
高等学校高等科 大学令ニ依ル大学予科 修業年限二年ノ青年学校教員養成所	一月二日ヨリ四月一日迄ノ間ニ出生シタル者	四月二日ヨリ一月一日迄ノ間ニ出生シタル者
	年齢二十二年迄	年齢二十三年迄
師範学校 臨時教員養成所 修業年限二年ノ青年学校教員養成所 実業学校教員養成所 修業年限三年又ハ四年ノ専門学校 高等師範学校	年齢二十三年迄	年齢二十四年迄
修業年限五年以上ノ専門学校 大学令ニ依ル大学学部(医学部医学科ヲ除ク) 大学令ニ依ル大学医学部医学科	年齢二十四年迄	年齢二十五年迄
	年齢二十五年迄	年齢二十六年迄

〔中略〕

附　則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔中略〕

昭和十八年三月三十一日ニ於テ従前ノ第百条各号ニ掲グル学校ニ在学スル者ノ徴集ノ延期ハ陸軍大臣及文部大臣ノ定ムル所ニ依リ第百条及第百一条ノ改正規定ニ拘ラズ仍従前

ノ例ニ依ル

〔以下略〕

一一　在学徴集延期臨時特例

〔一〕

勅令第七五五号

一九四三(昭和一八)年一〇月一日(官報一〇月二日)

朕在学徴集延期臨時特例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十八年十月一日

内閣総理大臣兼陸軍大臣　東條　英機

海軍大臣　嶋田繁太郎

内務大臣　安藤紀三郎

大東亜大臣　青木　一男

文部大臣　子爵　岡部　長景

勅令第七百五十五号

在学徴集延期臨時特例

兵役法第四十一条第四項ノ規定ニ依リ当分ノ内在学ノ事由ニ因ル徴集ノ延期ハ之ヲ行ハズ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔注〕一九四五・一一・一七勅令第六三四号で廃止。

一二　修学継続ノ為ノ入営延期等ニ関スル件〔抄〕

〔一〕

陸軍省令第五四号

一九四三(昭和一八)年一一月一三日

修学継続ノ為ノ入営延期等ニ関スル件左ノ通定ム

昭和十八年十一月十三日

陸軍大臣　東條　英機

第一条　陸軍大臣ノ指定スル学校ニ在学スル者現役兵トシテ入営スベキ場合ニハ兵役法第四十五条ノ二ノ規定ニ依リ其ノ入営ヲ延期ス

前項ノ学校ノ指定ハ左ニ掲グル学校又ハ其ノ科ニ付之ヲ行ヒ且之ヲ告示ス

一　大学令ニ依ル大学院又ハ研究科、大学令ニ依ル大学々部、大学令ニ依ル大学予科、専門学校、高等学校高等科、高等師範学校、師範学校、臨時教員養成所、実業学校教員養成所及青年学校教員養成所

二　宮内大臣、文部大臣以外ノ各省大臣、朝鮮総督、台

湾総督、満洲国駐劄特命全権大使又ハ樺太庁長官ノ所轄学校ニシテ前号ニ掲グル学校ニ準ズル学校

三　前二号ニ掲グル以外ノ学校ニシテ特ニ必要ト認ムルモノ

第二条　前条第二項第一号ニ掲グル学校ニシテ前条ノ指定アリタルモノニ在学スル者ニ付入営ヲ延期スベキ期間ハ当該学校ノ修業(在学)年限ノ終期迄トス但シ其ノ期間ヲ超エ仍在学シアル者又ハ前条ノ指定アリタル上級学校ニ入学スベキ者ニシテ聯隊区司令官ニ於テ已ムヲ得ザル事由アリト認メタル者ニ在リテハ左ノ区分ニ依リ其ノ入営ヲ延期スルコトヲ得

学校ノ区分	入営ヲ延期スベキ期間	
	一月二日ヨリ四月一日迄ノ間ニ出生シタル者	四月二日ヨリ一月一日迄ノ間ニ出生シタル者
高等学校高等科 大学令ニ依ル大学予科 修業年限一年ノ青年学校教員養成所		年齢二十一年ニ達スル日迄
師範学校 臨時教員養成所 修業年限二年ノ青年学校教員養成所 実業学校教員養成所 修業年限二年又ハ四年ノ専門学校	年齢二十一年ニ達スル日迄	年齢二十二年ニ達スル日迄
高等師範学校 修業年限五年以上ノ専門学校 大学令ニ依ル大学学部(医学部医学科ヲ除ク)	年齢二十二年ニ達スル日迄	年齢二十三年ニ達スル日迄
大学令ニ依ル医学部医学科	年齢二十三年ニ達スル日迄	年齢二十四年ニ達スル日迄
大学令ニ依ル大学院又ハ研究科 前期	大学々部ノ規定ヨリ更ニ二年延長ス	
大学令ニ依ル大学院又ハ研究科 後期	前期ノ規定ヨリ更ニ三年延長ス	

前条第二項第二号ニ掲グル学校ニシテ前条ノ指定アリタルモノノ中師範教育令、高等学校令、専門学校令又ハ大学令ニ依ルモノト為シタル学校ニ於ケル修業(在学)年限ト入営ヲ延期シ得ベキ期間ノ関係ニ付テハ前項ニ規定スルモノニ同ジ

前条ノ指定アリタル学校ニシテ前二項以外ニ学校ニ於ケル修業(在学)年限ト入営ヲ延期スベキ期間トノ関係ニ付テハ第一項ニ規定スルモノニ同ジ但シ第一項但書ノ場合ニ於ケル入営ヲ延期スベキ期間ハ前条ノ告示ト共ニ之ヲ告示ス

入営ヲ延期スル学校ヨリ他ノ入営ヲ延期スル学校ニ転校(一ノ学校ヲ卒業シ他ノ上級学校ニ入学スル場合ヲ除ク)シタル者ニ対スル前三項ノ適用ニ付テハ前ノ学校ニ在学

シタル期間ヲ後ノ学校ニ在学スル期間ニ通算ス

〔中略〕

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔以下略〕

改正　昭一八陸令五九、陸令六八、昭一九陸令一五、昭二〇陸令六

一三　入営(召集)ヲ延期スベキ学校及入営(召集)ヲ延期スベキ期間〔抄〕

〔一〕

陸軍省告示第五四号

一九四三(昭和一八)年一一月一三日

昭和十八年陸軍省令第五十四号第一条、第二条第三項及第十条ノ規定ニ基キ入営(召集)ヲ延期スベキ学校及入営(召集)ヲ延期スベキ期間左ノ通定ム

昭和十八年十一月十三日

陸軍大臣　東條　英機

其一　昭和十八年陸軍省令第五十四号第一条第一号ニ該当スル学校(学部若ハ科)

一　大学令ニ依ル大学院又ハ研究科(特別研究生ニ限ル)

二　大学令ニ依ル大学々部

各大学ノ工学部、理学部、理工学部、医学部及農学部(農学科、農業経済学科、農業生物学科、農林経済学科、農林生物学科ヲ除ク)文理科大学、医科大学並ニ工業大学

〔中略〕

五　専門学校

〔中略〕

各帝国大学臨時附属医学専門部

〔以下略〕

〔注〕一九四四・五・二四陸軍省告示第二一号で廃止。

一四　徴兵適齢臨時特例〔抄〕

〔一〕

勅令第九三九号

一九四三(昭和一八)年一二月二三日(官報一二月二四日)

朕徴兵適齢臨時特例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御　名　御　璽

昭和十八年十二月二十三日

内閣総理大臣兼陸軍大臣　東條　英機

勅令第九百三十九号　　海軍大臣　嶋田繁太郎

徴兵適齢臨時特例

兵役法第二十四条ノ二ノ規定ニ依リ当分ノ内同法第二十三条第一項及第二十四条ニ規定スル年齢ハ之ヲ十九年ニ変更ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス〔以下略〕

改正　昭一九勅令二八一

〔注〕一九四五・一一・二四勅令第六五三号で廃止。

一五　入営(召集)ヲ延期スベキ学校及入営(召集)ヲ延期スベキ期間〔抄〕　　陸軍大臣　東條　英機

〔一〕　陸軍省告示第二一号

一九四四(昭和一九)年五月二四日

昭和十八年陸軍省令第五十四号第一条、第二条第三項及第十条ノ規定ニ基キ入営(召集)ヲ延期スベキ学校及入営(召集)ヲ延期スベキ期間左ノ通定ム

昭和十九年五月二十四日

其一　昭和十八年陸軍省令第五十四号第一条第一号ニ該当スル学校(学部若ハ科)

一　大学令ニ依ル大学院又ハ研究科ノ特別研究生

二　大学令ニ依ル大学学部学科

〔中略〕

京都帝国大学医学部、工学部、理学部、農学部ノ林学科、農林化学科、農林工学科

〔中略〕

五　専門学校

〔中略〕

各帝国大学附属医学専門部

〔中略〕

附　則

〔中略〕

昭和十八年陸軍省告示第五十四号ハ之ヲ廃止ス

改正　昭一九陸告示三〇、陸告示三五

〔注〕一九四五・一一・八陸軍省告示第四号で廃止。

一六　修学継続ノ為ノ入営延期等ニ関スル件一部改正〔抄〕

〔一〕　陸軍省令第六号　一九四五（昭和二〇）年二月八日

〔前略〕

第二条第一項ヲ左ノ如ク改メ同条第二項中「高等学校令、」ヲ削ル

前条第二項第一号ニ掲グル学校ニシテ前条ノ指定アリタルモノニ在学スル者ニ付入営ヲ延期スベキ期間ハ当該学校ノ修業（在学）年限（短縮セラレタルモノニ在リテハ其ノ年限トス）ノ終期迄トス但シ修業（在学）年限ヲ超エ仍在学シアル者ニシテ聯隊区司令官ニ於テ已ムヲ得ザル事由アリト認メタル者ニ在リテハ左ニ掲グル期間内ニ於テ其ノ入営ヲ延期スルコトヲ得

学校ノ区分	入営ヲ延期スベキ期間	
修業年限四年ノ医学専門学校 高等師範学校理科	年齢二十年	一月二日ヨリ四月一日迄ノ間ニ出生シタル者
修業年限五年以上ノ医学専門学校 大学令ニ依ル大学学部（医学部医学科ヲ除ク）	年齢二十一年	四月二日ヨリ一月一日迄ノ間ニ出生シタル者
大学令ニ依ル医学部医学科	年齢二十二年	年齢二十三年
大学令ニ依ル大学院又ハ研究科 前期	大学学部ノ規定ヨリ更ニ二年延長ス	
大学令ニ依ル大学院又ハ研究科 後期	前期ノ規定ヨリ更ニ三年延長ス	
備考	入営ヲ延期スベキ期間ノ終期ハ本表ニ掲グル年齢ニ達スル年ノ十一月三十日トス	

〔中略〕

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔以下略〕

二　軍事教練

一　陸軍現役将校学校配属令〔抄〕

〔一〕　勅令第一三五号　一九二五（大正一四）年四月一一日（官報四月一三日）

朕陸軍現役将校学校配属令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

摂政名

大正十四年四月十一日

内閣総理大臣　子爵　加藤　高明
陸　軍　大　臣　　宇垣　一成
文　部　大　臣　　岡田　良平

勅令第百三十五号

陸軍現役将校学校配属令

第一条　官立又ハ公立ノ師範学校、中学校、実業学校、高等学校、大学予科、専門学校、高等師範学校、臨時教員養成所、実業学校教員養成所又ハ実業補習学校教員養成所ニ於ケル男生徒ノ教練ヲ掌ラシムル為陸軍現役将校ヲ当該学校ニ配属ス但シ戦時事変ノ際其ノ他已ムヲ得サル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依ル将校ノ配属ハ陸軍大臣文部大臣ト協議シテ之ヲ行フ

配属将校ハ教練ニ関シテハ当該学校長ノ指揮監督ヲ承ク

第二条　私立ノ中学校、実業学校、高等学校、大学予科若ハ専門学校又ハ徴兵令第十三条第一項第二号ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル私立学校ニ於ケル男生徒ノ教練ヲ掌ラシムル為当該学校ノ申請ニ因リ陸軍現役将校ヲ之ニ配属スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ将校ヲ配属スル場合ニ於テハ前条ノ規定ヲ準用ス

大学学部ノ申出アルトキハ前二項ノ規定ニ準シテ陸軍現役将校ヲ之ニ配属スルコトヲ得

第三条　陸軍大臣及文部大臣ハ特別ノ事由アルトキハ本令ニ依ル将校ノ配属ヲ止ムルコトヲ得

第四条　陸軍大臣ハ現役将校ヲシテ本令ニ依リテ将校ヲ配属シタル学校ニ於ケル教練実施ノ状況ヲ査閲セシムルコトヲ得

〔中略〕

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔以下略〕

改正　昭四勅令一三四、昭一〇勅令二四八、昭一六勅令八三六、昭一九勅令四〇二

〔注〕一九四五・一一・五勅令第六一九号で廃止。

二　陸軍現役将校ノ配属ヲ受ケテ教練ヲ行フ学校ニ於ケル教練教授要目〔抄〕

〔一〕

文部省訓令第六号

一九二五(大正一四)年四月一三日

文部省訓令第六号

大　　学　　直轄諸学校
公立私立ノ高等学校及専門学校
北海道庁　　府　　県

学校ニ於ケル教練ノ実施ニ関シ左ノ通教練教授要目ヲ定ム
陸軍現役将校ノ配属ヲ受ケテ教練ヲ行フ学校ニ在リテハ本教授要目ニ依リ教練ヲ行フヘシ之カ監督ノ衝ニ当ル者ハ宜シク本教授要目ノ示ス所ニ依リ土地ノ情況ト学生生徒ノ心身ノ発達トニ鑑ミ各適切ナル教程ヲ定メ以テ教練実施ノ本旨ヲ貫徹セシメムコトヲ期スヘシ

大正十四年四月十三日　　文部大臣　岡田　良平

教練教授要目

目　次

一　教材
二　教材ノ配当
　師範学校　中学校　実業学校　高等学校　大学予科　専門学校　高等師範学校　臨時教員養成所　実業学校教員養成所　実業補習学校教員養成所　大学
三　毎週教授時数並毎年野外演習日数

教練教授要目

一　教材
　各個教練　部隊教練　射撃　指揮法　陣中勤務　旗信号　距離測量　測図　軍事講話　戦史　其ノ他

二　教材ノ配当

〔中略〕

高等学校
大学予科
専門学校
高等師範学校
臨時教員養成所
実業学校教員養成所
実業補習学校教員養成所（修業年限一年）
左記ノ教材ヲ適宜配当シテ之ヲ実施スヘシ
各個、部隊教練
射撃
指揮法
陣中勤務
軍事講話

備　考

一　高等学校尋常科ニ於ケル教練ハ中学校ニ於ケル教練ニ準ス
二　師範学校、中学校及実業学校ニ於ケル既習事項ニ習熟セシメ特ニ指揮法ノ程度ヲ向上セシムヘシ
三　部隊教練ニ於テハ簡易ナル大隊教練ヲ行フコトヲ得
四　射撃ニ於テハ毎年二回以上狭窄射撃ヲ行ヒ尚設備ノ許ス場合ニ於テハ一回以上実包射撃ヲ行フヘシ
五　軍事講話ニ於テハ外国軍制ノ要綱並諸兵聯合部隊運用ノ初歩ヲモ教授スヘシ
六　専門学校ニ於テハ其ノ種類ニ依リ当該学科ニ適応スル事項ヲ以テ前掲ノ教材ノ一部ニ代フルコトヲ得

七　軍事ニ関スル諸設備各種演習ノ見学ハ適宜之ヲ行フヘシ

大学
高等学校、大学予科等ニ於テ課シタル事項ヲ適宜配当シテ実施スヘシ
右ノ外戦史ノ概要ヲ授クヘシ

備考
一　戦史ニ於テハ内外国戦史ヲ講述シ其ノ一般ヲ会得セシムヘシ
二　軍事ニ関スル諸設備各種演習ノ見学ハ適宜之ヲ行フヘシ
三　毎週教授時数並毎年野外演習日数

学校種別		学年別	毎週教授時数	毎年野外演習日数
専門学校程度ノ学校	大学		一・五	四
			適宜	

〔京大関係のみ〕

備考
一　師範学校本科第一部ニ在リテハ第五学年ニ於テ三週間ノ軍事講習ヲ兵営又ハ野営地ニ於テ行フ
二　高等学校尋常科ニ関シテハ中学校ニ準ス
三　本表ノ日時数ハ最少限度ヲ示ス

改正　大一五文訓二五、昭一〇文訓一五、昭一二文訓二六、昭一六文訓三〇、昭一八文訓二三

〔注〕一九四五・八・二四発動第二〇号で廃止。

三　学校教練検定規程〔抄〕

〔一〕

陸軍省令第二二号
一九三五（昭和一〇）年一一月三〇日

学校教練検定規程左ノ通定ム
昭和十年十一月三十日
陸軍大臣　川島　義之

学校教練検定規程

第一条　配属将校（陸軍現役将校学校配属令又ハ大正十四年勅令第二百四十六号ニ依リ学校ニ配属シタル現役将校ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ハ当該学校ノ最終学年ニ於テ成ルベク卒業期ニ近ク其ノ年卒業スベキ者（大学学部ニ在リテハ教練ヲ受ケタル者ニ限ル）ニ付教練ノ成績ヲ検定シ卒業ノ際其ノ合否ヲ決定スベシ但シ卒業期ニ近ク検定ヲ行ヒ難キ已ムヲ得ザル事情アル学校ニ於テハ其ノ検定ノ時期ニ付別ニ指定スルコトアルベシ

配属将校ハ当該学校ヲ中途退学スル者（入営ノ為休学スル者及之ニ準ズル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）及其ノ研究科、選科等ノ別科（正科トシテ教練ヲ課シアルモノニ限ル以下之ニ同ジ）ヲ修了又ハ中途退学スル者ニ対シテハ其ノ際教練ノ成績ヲ検定シ其ノ合否ヲ決定スベシ〔中略〕

第二条　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ教練ノ検定ニ於テ之

ヲ合格ト為スコトヲ得ズ

一　正当ノ事由ナクシテ屢教練ニ闕席シタル者其ノ他教練実施ニ於テ怠慢ナリシ者、思想正順ヲ欠ク者又ハ素行不良ナル者ニシテ屢訓戒ヲ受クルモ改悛セザルモノ

二　前学校ニ於ケル検定ニ合格シタルト否トニ拘ラズ其ノ成績不良ナル者

三　師範学校在学者ニシテ正当ノ事由ナク当該学校ノ軍事講習ヲ受ケザリシモノ

前条ノ規定ニ依リ合否ヲ決定スルニハ最終学年以前ノ学年及前学校ニ於ケル教練ノ成績ヲ参酌スルコトヲ要ス

〔中略〕

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔以下略〕

改正　昭一三陸令四五、昭一七陸令二四、陸令六二、昭二〇陸令九

〔注〕一九四五・七・一八陸軍省令第四三号で廃止。

四　大学教練振作ニ関スル件　〔四〕

文部次官通牒　発専第八一号
一九三九（昭和一四）年三月三〇日

大学教練振作ニ関スル件

現下内外ノ情勢ニ鑑ミ学校教練ノ振作ヲ図ルハ極メテ緊要ナル事ニ有之予而大学学部教練ニ関シ陸軍省ト協議中ノ処今般別紙要綱ニ基キ昭和十四年度ヨリ之ヲ施行スルコトト相成タルニ付テハ十分御配意相成リ実施上遺憾ナキヲ期セラレ度此段通牒ニ及フ

大学学部教練ニ関スル要綱

一、昭和十四年四月一日以降大学学部教練ハ総長（又ハ学長）ノ指揮監督ノ下ニ学部在籍学生全員之ヲ受クルモノトス但シ身体的故障アル者ニ対スル術科ハ之ヲ免除ス

二、教練ノ実施ニ関シ左ノ通定ム

(イ)教材

学科（戦史、戦術、軍事講話）

術科（各個、部隊教練、射撃、指揮法）

右教材範囲内ニ於テ土地ノ情況、当該大学ノ学情等ヲ顧慮シ概ネ教練進度参考表ニ準拠シ実施スベシ

学生ノ専攻スル学科ノ種類ニ依リ将来ヲ考慮シ当該学科ニ適応スル事項ヲ以テ教材ノ一部ニ代フルコトヲ得

所要兵器ノ備付無キカ又ハ他ヨリ流用ノ途無キ学部ニ於テハ当分ノ間他ノ教材ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

(ロ)教練進度参考表

(進度参考表ハ別表トス)

(ハ)教授時数

一週概ネ二時間ヲ標準トシ毎週行フヲ常トス但シ術科ニ関シテハ土地ノ情況等ニ依リ平素之ヲ実施シ得ザル場合ハ学年毎ニ毎学期某期間ノ連続訓練ヲ実施スルコトヲ得

三、教授力

大学学部ニ配属スル現役将校ハ可成之ヲ充足スルコトニカムルモ一部ノ欠員アル場合ニハ陸軍省事務嘱託者ヲ以テ之ヲ補助セシムルコトアルベシ

大学ニ於テハ適任ノ教練教師ヲ採用シ術科ノ補助又ハ教練事務ノ担当ニ任ゼシムルモノトス

四、教育資材

教練実施ノ為必要ナル小銃及附属品ハ予科、専門部ヲ有スル学部ニ在リテハ当分之ヲ流用実施スルコトトシ小銃等ノ備付無キ学部ニ在リテハ昭和十四年五月末日迄ニ所要数ノ一部ヲ優先払下グ

五、成績判定

成績ノ判定ハ検定規定ニ依ルモ出席不良(概ネ七〇%以下)ナル者ニ就テハ特ニ合否判定上ニ考慮スルモノトス

別紙

大学学部教練進度参考表

区分	一般指導要領	教授細目	摘要
学史戦	戦争ニ対スル正当ナル理解教訓ヲ得シムルニ在ルモ我国粋タル古今ノ史実戦績ヲ選ヒテ精神陶冶ノ教訓トシ或ハ世界大戦史ヲ検討シ一国ノ興亡隆替ノ源ヲ究メ以テ国家観念ノ昂揚ニカム	日露戦史 世界大戦史 最近ノ戦役事変史 戦役事変ニ於ケル武人ノ功勲ア ル戦史教例 小部隊ノ戦史教訓	名将ノ徳操、機略ト幹部候補生、出身将校ノ忠勇美譚ハ共ニ青年ノ志気ヲ鼓舞振興シ専攻学術ニ関聯セル事項ハ興味ト実益トヲ増大スルヲ以テ史実選択ニ留意ヲ要ス
学戦	諸兵種協同ノ戦闘ニ関スル原則ノ概要ヲ教育スルモ学生ノ軍事学修得程度ヲ顧慮シ主トシテ攻撃動作ニ就キ大隊戦闘ノ一般要	陣中勤務及諸兵種協同ノ攻撃 戦闘原則ノ概要 作戦経過ノ一般 各種戦闘法ノ概要特ニ国軍戦ノ特質	一　戦術的素養ノ増進ト共ニ戦史戦例ヲ引用シ或ハ実兵指揮ト連繋シ指揮統御上ノ重要素タル形而上ノ涵養ニ

科			
術	軍事講話		
領ヲ会得セシメ指揮統御ノ妙諦ニ触レシム	我国々防方針ト建軍ノ本義トヲ明カニ列国軍備ト其ノ施設ノ趨勢トヲ対比シ以テ国防及軍事ニ対スル適正ナル理解ヲ与フ	軍制　陸海軍々制ノ大要 列国軍事ノ趨勢 特ニ隣邦ノ現状 列国々民訓練ノ現況 国家総動員 国防及国土防衛	
留意スルヲ要ス 二　大部隊ノ運用等ニ至リテハ被教育者素質ニ即応セサルヲ以テ特ニ留意ヲ要ス	一　軍事講和(ママ)ハ最高学府ノ学生トシテ相当広範囲ニ亙ル常識ノ向上ニ資スルモノトス 二　重要ナル時事問題ハ機会ヲ捉ヘ概説スルモノトス 三　列国軍事ノ趨勢ニ於テハ隣邦諸国ヲ主トスルモ国際事情或ハ特ニ注目スヘキ問題ノ発生等ニ考慮スルモノトス		

科		
術		
術科教育ハ主トシテ小部隊ノ規律的訓練ニ依リ団体的観念ヲ向上スルト共ニ指揮法訓練ニ重キヲ置キ指揮統御ノ能力ヲ附与スル如ク指導ス	各個、部隊教練 射撃 指揮法	設備其ノ他之ヲ許ス場合ニ於テハ毎年一回以上狭窄射撃又ハ実包射撃ヲ行フヘシ

注意

一、軍人ニ賜ハリタル勅諭ニ関シテハ適時衍述シテ聖旨ヲ奉体セシムヘシ

二、野営又ハ野外教練ハ学情ノ許ス限リ力メテ実施スルモノトス

三、軍事ニ関スル諸設備及各種演習ノ見学等ハ適宜之ヲ行フヘシ

四、学術科実施ノ比率ハ学情ニ依リ自ラ差異アルヘキモ低学年ニ於テハ概ネ二分ノ一、最高学年ニ在リテハ三分ノ一ノ術科ヲ標準トス

五、瓦斯防護、防空等ノ訓練ハ学校防護団ノ防空、警備勤務ノ実施ニ即応シ之カ普及ニ努ムルモノトス

三　学徒動員

一　国家総動員法（抄）

〔一〕

法律第五五号

一九三八（昭和一三）年三月三一日（官報四月一日）

朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル国家総動員法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十三年三月三十一日

内閣総理大臣　公爵　近衛　文麿
外務大臣　廣田　弘毅
海軍大臣　米内　光政
司法大臣　鹽野　季彦
陸軍大臣　杉山　元
逓信大臣　永井柳太郎
大蔵大臣　賀屋　興宣
農林大臣　伯爵　有馬　頼寧
商工大臣　吉野　信次
鉄道大臣　中島知久平
拓務大臣　大谷　尊由
文部大臣兼厚生大臣　侯爵　木戸　幸一
内務大臣　末次　信正

法律第五十五号

国家総動員法

第一条　本法ニ於テ国家総動員トハ戦時（戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ際シ国防目的達成ノ為国ノ全力ヲ最モ有効ニ発揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

〔中略〕

第四条　政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝国臣民ヲ徴用シテ総動員業務ニ従事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ

第五条　政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝国臣民及帝国法人其ノ他ノ団体ヲシテ国又ハ地方公共団体ノ行フ総動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

第六条　政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ従業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ労働条件ニ付必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

〔中略〕

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔以下略〕

改正　昭一四法律六八、昭一六法律一九、昭一九法律四

〔注〕一九四五・一二・二〇法律第四四号で廃止。

二　国民勤労報国協力令（抄）

〔一〕

勅令第九九五号

一九四一（昭和一六）年一一月二一日（官報一一月二二日）

朕国民勤労報国協力令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

昭和十六年十一月二十一日

内閣総理大臣　東條　英機

文部大臣　橋田　邦彦

厚生大臣　小泉　親彦

拓務大臣　東郷　茂徳

勅令第九百九十五号

国民勤労報国協力令

第一条　国家総動員法（昭和十三年勅令第三百十七号ニ於テ依ル場合ヲ含ム）第五条ノ規定ニ基ク帝国臣民ノ勤労報国ヲ目的トスル協力ニシテ隊組織ニ依ルモノ（以下国民勤労報国隊ニ依ル協力ト称ス）ニ関シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条　国民勤労報国隊ニ依ル協力ハ国、地方公共団体又ハ厚生大臣若ハ地方長官ノ指定スル者ノ行フ命令ヲ以テ定ムル総動員業務ニ付之ヲ為サシムルモノトス

第三条　国民勤労報国隊ニ依ル協力ヲ為サシムベキ者ハ帝国臣民ニシテ年齢十四年以上四十年未満ノ男子及年齢十四年以上二十五年未満ノ女子（妻及届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル女子ヲ除ク）トス

前項該当者以外ノ者ハ志願ニ依リ国民勤労報国隊ニ依ル協力ヲ為サシムルコトヲ得

第六条ノ規定ニ依リ学校長ニ対シ必要ナル措置ヲ命ズル場合ノ学校在学者ノ国民勤労報国隊ニ依ル協力ニ関シテハ前二項ノ規定ニ拘ラズ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

第四条　国民勤労報国隊ニ依ル協力ヲ為サシムル期間ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一年ニ付三十日以内トス

前項ノ期間ハ特別ノ必要アル場合又ハ本人ノ同意アル場

合ニ於テハ三十日ヲ超ユルコトヲ得

〔中略〕

附　則

本令ハ昭和十六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

改正　昭一七勅令七三一、勅令七八一、昭一八勅令五一五、昭一九勅令六四二

〔注〕一九四五・三一・六勅令第九四号で廃止。

三　国民勤労報国協力令施行規則〔抄〕

〔一〕

厚生文部省令第三号

一九四一（昭和一六）年一二月一日

国民勤労報国協力令施行規則左ノ通定ム

昭和十六年十二月一日

厚生大臣　小泉　親彦
文部大臣　橋田　邦彦

国民勤労報国協力令施行規則

第一条　国民勤労報国隊ニ依ル協力ハ左ニ掲グル総動員業務ニ付之ヲ為サシムルモノトス

一　総動員物資ノ生産、修理又ハ配給ニ関スル業務

二　国家総動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ関スル業務

三　国家総動員上必要ナル衛生又ハ救護ニ関スル業務

四　軍事上特ニ必要ナル土木建築ニ関スル業務

五　国家総動員上必要ナル警備ニ関スル業務

六　其ノ他厚生大臣ノ指定スル業務

〔中略〕

第八条　厚生大臣大学高等専門学校在学者ヲ以テ編成セラルル国民勤労報国隊ニ依ル協力ノ請求又ハ申請ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ協力ノ必要アリト認メタルトキハ当該学校長ニ対シ国民勤労報国隊編成令書ヲ交付シ国民勤労報国隊ニ依ル協力ニ関シ必要ナル措置ヲ命ズルモノトス

〔中略〕

第十条　第七条又ハ第八条ノ規定ニ依リ国民勤労報国隊ニ依ル協力ニ関シ必要ナル措置ヲ命ゼラレタル者（以下国民勤労報国隊編成者ト称ス）ハ前条ノ国民勤労報国隊編成令書ニ基キ直ニ国民勤労報国隊ニ依ル協力ヲ為スベキ者ヲ選定シ様式第三号ニ依ル国民勤労報国隊協力令書ニ依リ之ニ通知スベシ但シ特別ノ事情アルトキハ口頭ヲ以テ通知スルコトヲ得

国民勤労報国隊編成者ハ前項ノ通知ヲ受ケタル者ノ中ヨリ国民勤労報国隊ノ指揮ヲ為ス者（以下国民勤労報国隊長ト称ス）ヲ選定シ之ニ其ノ旨通知スベシ

第十一条　前条第一項ノ通知ヲ受ケタル者ハ所定ノ日時ニ所定ノ場所ニ出頭スベシ

前項ノ者疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故アル為国民勤労報国隊ニ依ル協力ヲ為スコト能ハザルトキハ直ニ国民勤労報国隊編成者ニ其ノ旨申出ヅベシ

国民勤労報国隊編成者前項ノ申出アリタル場合ニ於テ事情已ムヲ得ザルモノト認メタルトキハ前条第一項ノ通知ヲ取消スベシ

第十二条　国民勤労報国隊長ハ国民勤労報国隊員ノ部署ヲ定メ之ヲ指揮監督スベシ

国民勤労報国隊員ハ国民勤労報国隊長ノ指揮ニ従ヒ規律ヲ重ンジ国民勤労報国ノ実ヲ挙グルコトヲ期スベシ

〔中略〕

第十八条　学校報国団ノ隊組織ノ編成アル学校ニ関シテハ本規則中国民勤労報国隊編成令書トアルハ学校報国隊出動令書トシ本規則ノ適用ニ付学校報国隊ヲ以テ国民勤労報国隊ト看做ス

〔中略〕

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔以下略〕

改正　昭一八厚生文部省令一、厚生文部省令二

〔注〕一九四五・三・八厚生軍需文部省令第一号で廃止。

四　学徒勤労令

〔一〕

勅令第五一八号

一九四四(昭和一九)年八月二二日(官報八月二三日)

朕学徒勤労令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十九年八月二十二日

内閣総理大臣　小磯　國昭

軍需大臣　藤原銀次郎

内務大臣　大達　茂雄

文部大臣　二宮　治重

厚生大臣　廣瀬　久忠

勅令第五百十八号

学徒勤労令

第一条　国家総動員法第五条ノ規定ニ基ク学徒(国民学校初等科及之ニ準ズベキモノノ児童並ニ青年学校ノ生徒ヲ除ク)ノ勤労協力及之ニ関聯スル教職員ノ勤労協力(以下学徒勤労ト総称ス)ニ関スル命令並ニ同法第六条ノ規定ニ

基ク学徒勤労ヲ為ス者ノ使用又ハ従業条件ニ関スル命令ニシテ学徒勤労ヲ受クル者ニ対スルモノニ付テハ当分ノ内本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条　学徒勤労ハ教職員及学徒ヲ以テスル隊組織(以下学校報国隊ト称ス)ニ依ルモノトス但シ命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ学校報国隊ニ依ラザルコトヲ得

第三条　学徒勤労ニ当リテハ勤労即教育タラシムル様力ムルモノトス

第四条　学徒勤労ハ国、地方公共団体又ハ厚生大臣若ハ地方長官(東京都ニ在リテハ警視総監)ノ指定スル者ノ行フ命令ヲ以テ定ムル総動員業務ニ付之ヲ為サシムルモノトス

第五条　引続キ学徒勤労ヲ為サシムル期間ハ一年以内トス

第六条　学校報国隊ニ依ル学徒勤労ニ付其ノ出動ヲ求メントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ文部大臣又ハ地方長官ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ学校ノ校地、校舎、設備等ヲ利用シテ為ス学校報国隊ニ依ル学徒勤労ニ付亦同ジ

第七条　前条ノ規定ニ依ル請求又ハ申請ハ厚生大臣又ハ地方長官(東京都ニ在リテハ警視総監)ガ割当テタル人員ノ範囲内ニ於テ之ヲ為スモノトス但シ命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第八条　文部大臣又ハ地方長官第六条ノ規定ニ依ル請求又ハ申請アリタルトキハ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外学校長ニ対シ学徒勤労ヲ受クベキ者、作業ノ種類、学徒勤労ヲ為スベキ場所及期間並ニ所要人員数其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ学校報国隊ノ出動ニ関シ必要ナル措置ヲ命ズルモノトス

第九条　前条ノ措置ヲ命ゼラレタル学校長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ学校報国隊ニ依ル学徒勤労ヲ為スベキ者ヲ選定シ其ノ選定アリタル旨ヲ本人ニ通知シ学徒勤労ニ関シ必要ナル事項ヲ指示スベシ

第十条　命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ第六条ノ規定ニ依ル請求又ハ申請ハ之ヲ当該学校長ニ為スモノトス前項ノ場合ニ於テ学校長ハ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外直ニ前条ニ規定スル措置ヲ為スモノトス

第十一条　前二条ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル者ハ同条ノ規定ニ依ル指示ニ従ヒ学校報国隊ニ依ル学徒勤労ヲ為スベシ

第十二条　文部大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル場合ニ於テハ学校報国隊ニ依ル学徒勤労ノ全部又ハ一部ノ停止ニ関シ必要ナル措置ヲ為スコトヲ

得

第十三条　隊長タル学校長又ハ教職員ハ当該学校報国隊ノ隊員ノ学徒勤労ニ関シ其ノ隊員ヲ指揮監督ス

第十四条　文部大臣又ハ地方長官ハ学徒勤労ヲ受クル工場、事業場等ノ職員ニ対シ学徒勤労ノ指導ニ関スル事務ヲ嘱託スルコトヲ得

第十五条　学徒勤労ニ要スル経費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外学徒勤労ヲ受クル者之ヲ負担スルモノトス

第十六条　厚生大臣(軍需省所管企業ニ於ケル勤労管理及給与ニ関スル事項ニ付テハ軍需大臣)及文部大臣又ハ地方長官(東京都ニ在リテハ警視総監ヲ含ム)必要アリト認ムルトキハ国家総動員法第六条ノ規定ニ基キ学徒勤労ヲ受クル事業主ニ対シ学徒勤労ヲ為ス者ノ使用又ハ従業条件ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

学徒勤労ヲ為ス者ガ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於ケル本人又ハ其ノ遺族ノ扶助ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七条　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ学徒勤労ヲ為サシメザルモノトス但シ学徒勤労ヲ為ス者ニシテ第三号ニ該当スルニ至リタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一　陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(未ダ入営セザル者ヲ除ク)及召集中ノモノ(召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム)

二　徴用中ノ者

三　陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ所管ニ属スル官衙(部隊及学校ヲ含ム)又ハ厚生大臣ノ指定スル工場、事業場其ノ他ノ場所ニ於テ軍事上必要ナル総動員業務ニ従事スル者

四　法令ニ依リ拘禁中ノ者

第十八条　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ志願ニ依ル場合ヲ除クノ外学徒勤労ヲ為サシメザルモノトス

一　厚生大臣ノ指定スル総動員業務ニ従事スル者

二　其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第十九条　文部大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ学徒勤労ニ関シ学校長又ハ学徒勤労ヲ為ス者若ハ学徒勤労ヲ受クル事業主ヲ監督ス

第二十条　第六条乃至第十二条ノ規定ハ学校報国隊ニ依ラズシテ為ス学徒勤労ニ之ヲ準用ス

第二十一条　第十六条及第十九条ノ規定ハ事業主タル国及都道府県ニハ之ヲ適用セズ

第二十二条　本令ニ於テ学徒ト称スルハ文部大臣ノ所轄ニ属スル学校ノ学徒ヲ謂ヒ学校ト称スルハ第十七条第三号

ノ場合ヲ除クノ外文部大臣ノ所轄ニ属スル学校ヲ謂ヒ学校長ト称スルハ文部大臣ノ所轄ニ属スル学校ノ長ヲ謂フ

第二十三条　前条ノ規定ハ朝鮮及台湾ニハ之ヲ適用セズ

第六条、第八条、第十二条及第十四条中文部大臣トアルハ朝鮮ニ在ル学校ノ学徒ニ関シテハ朝鮮総督、台湾ニ在ル学校ノ学徒ニ関シテハ台湾総督トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在ル学校ノ学徒ニ関シテハ道知事、台湾ニ在ル学校ノ学徒ニ関シテハ州知事又ハ庁長トス

前項ノ場合ヲ除クノ外本令中厚生大臣トアリ又ハ文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮総督、台湾ニ在リテハ台湾総督トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、台湾ニ在リテハ州知事又ハ庁長トス

本令中都道府県トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、台湾ニ在リテハ州又ハ庁トス

第二十四条　学徒勤労ニハ国民勤労報国協力令ハ之ヲ適用セズ

第二十五条　本令ニ規定スルモノノ外学徒勤労ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ国民勤労報国協力令ニ依リテ為ス学校在学者ノ国民勤労報国隊ニ依ル協力ハ之ヲ本令ニ依ル学徒勤労ト看做ス

改正　昭二〇勅令九六、勅令五一〇

〔注〕一九四五・一〇・一一勅令第五六六号で廃止。

五　戦時教育令

勅令第三一〇号　〔四〕

一九四五(昭和二〇)年五月一二日

第一条　学徒ハ尽忠以テ国運ヲ双肩ニ担ヒ戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身シ平素鍛錬セル教育ノ成果ヲ遺憾ナク発揮スルト共ニ智能ノ錬磨ニ力ムルヲ以テ本分トスベシ

第二条　教職員ハ率先垂範学徒ト共ニ戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身シ倶学倶進以テ学徒ノ薫化啓導ノ任ヲ全ウスベシ

第三条　食糧増産、軍需生産、防空防衛、重要研究等戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身セシムルト共ニ戦時ニ緊要ナル教育訓練ヲ行フ為学校毎ニ教職員及学徒ヲ以テ学徒隊ヲ組織シ地域毎ニ学徒隊ヲ以テ其ノ連合体ヲ組織スルモノトシ二以上ノ学徒隊ノ一部又ハ全部ガ同一ノ職場ニ於テ挺身スルトキハ文部大臣ノ定ムル場合ヲ除クノ外其ノ職場

毎ニ教職員及学徒ヲ以テ学徒隊ヲ組織シ又ハ学徒隊ヲ以テ其ノ連合体ヲ組織スルモノトス

学徒隊及其ノ連合体ノ組織編制、教育訓練、指導監督其ノ他学徒隊及其ノ連合体ニ関シ必要ナル事項ハ文部大臣之ヲ定ム

第四条　戦局ノ推移ニ即応スル学校教育ノ運営ノ為特ニ必要アルトキハ文部大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ教科目及授業時数ニ付特例ヲ設ケ其ノ他学校教育ノ実施ニ関シ特別ノ措置ヲ為スコトヲ得

第五条　戦時ニ際シ特ニ必要アルトキハ学徒ニシテ徴集、召集等ノ事由ニ因リ軍人(陸海軍ノ学生生徒ヲ含ム)ト為リ、戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身シテ死亡シ若ハ傷痍ヲ受ケ又ハ戦時ニ緊要ナル専攻学科ヲ修ムルモノハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ正規ノ期間在学セズ又ハ正規ノ試験ヲ受ケザル場合ト雖モ之ヲ卒業(之ニ準ズルモノヲ含ム)セシムルコトヲ得

第六条　本令中文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮総督、台湾ニ在リテハ台湾総督、関東洲及満洲国ニ在リテハ満洲国駐劄特命全権大使、南洋群島ニ在リテハ南洋庁長官トス

〔注〕一九四五・一〇・六勅令第五六四号で廃止。